

FOR TOMORROW

しぶや法人

申告納税は



女性部会長賞

【渋谷本町学園】



渋谷法人会長賞

【笹塚小学校】



渋谷税務署長賞

【渋谷本町学園】



渋谷区長賞

【鳩森小学校】



東京都渋谷都税事務所長賞

【神宮前小学校】

〈第6回「税に関する絵はがき」コンクール優秀作品〉

平成29年度税制改正大綱決まる！

2017.4・5
No. **546**
平成29年

第5回通常総会ご案内	3
平成29年度税制改正大綱	4
税務コーナー	6
事業ア・ラ・カルト	8
都税コーナー	14

法人会掲示板 4・5月

4月・5月・(6月)実施する主な事業

- 4月4日 源泉研究部会 研修会
- 4月4日 源泉研究部会 事業報告会
- 4月4日 青年部会 役員会
- 4月7日 全国女性フォーラム(女性部会全国大会)
- 4月21日 ビジネスマナーセミナー
- 4月24日 青年部会 事業報告会
- 4月24日 女性部会 事業報告会
- 4月28日 青年部会 渋谷駅前美化活動(シブヤの日)
- 5月10日 財務委員会
- 5月13日 パソコン研修会(ワード活用コース)
- 5月16日 会計監査会及び正副会長・監事会
- 5月16日 理事会
- 5月19日 パソコン研修会(エクセル入門コース)
- 5月26日 経営者・経理担当者のための財務諸表の見方セミナー
- 5月27日 パソコン研修会(エクセル入門コース)
- 6月2日 パソコン研修会(iPad入門コース)
- 6月7日 広報委員会
- 6月10日 パソコン研修会(iPad入門コース)
- 6月12日 第5回通常総会
- 6月16日 パソコン研修会(ワード活用コース)
- 6月24日 パソコン研修会(エクセル活用コース)
- 6月30日 パソコン研修会(エクセル活用コース)

※7月開催のパソコン研修会については同封チラシを参照して下さい。

初級簿記日程(全15回)(商工会議所簿記検定3級程度)
 4月10日(月)・13日(木)・17日(月)・20日(木)・24日(月)・27日(木)
 5月1日(月)・8日(月)・11日(木)・15日(月)・18日(木)・22日(月)
 25日(木)・29日(月)
 6月1日(木)

※事業については渋谷法人会ホームページでもご覧いただけます。

定例説明会等のお知らせ

《決算法人説明会》

- 日時 4月13日(木) 午後1時30分～4時
 場所 渋谷税務署 7F 大会議室
- 日時 5月11日(木) 午後1時30分～4時
 場所 渋谷税務署 7F 大会議室
- 日時 6月15日(木) 午後1時30分～4時
 場所 渋谷税務署 7F 大会議室

該当の会社は是非ご出席下さい。

訃報

堀内 利夫氏(享年81歳)

当会理事(元常任理事、
 旧第10ブロック ブロック長)
 堀内利夫氏におかれまして
 は1月11日逝去されました。



ここに謹んでご報告いたしますと共に、
 心よりご冥福をお祈り申し上げます。

法律相談について

法律相談をご希望の方は、上部団体の東法連の法律相談をご利用下さい。

- ◆日時 毎週月曜日から金曜日まで(祝日等除く)
 午前10時・11時・午後2時・3時・4時の5回
- ◆場所 羽野島法律事務所(新橋)
- ◆相談料 1時間まで無料 追加30分:5,000円
- ◆申込先 東法連:TEL 3357-0771

入場料金(2本立て)
 大人 1,130円
 学生(キッズ含む) 1,430円
 シニア・高齢者 中学生 930円
 ユース1人 820円

高田馬場の名産地・旅館

早稲田松竹

所沢区高田馬場 1-5-16 TEL 03-3200-6968
 公式HP: www.wasedashochiku.co.jp
www.facebook.com/wasedashochiku
[@wasedashochiku](https://twitter.com/wasedashochiku)

監理の映画や
 ありし日の名作を鑑賞し
 に本立てで上映しています。
 入場なし、外泊です。
 二つ先にあわせて鑑賞
 いただけます。

詳しくは
 コチカラ

第5回 公益社団法人 渋谷法人会 通常総会のご案内

日 時 平成29年6月12日（月）午後2時00分～7時00分（午後1時受付）
会 場 セルリアンタワー東急ホテル B2F（渋谷区桜丘町26-1 TEL 3476-3359）

第1部 記念講演会（午後2時00分～3時20分）
講師 代々木八幡宮宮司 平岩 昌利氏
演題 「和魂万歳（和魂洋才に対する造語）」

第2部 通常総会（午後3時30分～4時50分）
決議事項 1. 平成28年度収支決算・事業報告承認の件
2. 理事・監事任期満了に付き改選の件
報告事項 1. 平成29年度事業計画及び収支予算報告の件
＜平成28年度会員増強功労者 表彰＞
＜退任理事 感謝状贈呈＞
【臨時理事会】（午後4時50分～5時）

第3部 懇親会（午後5時15分～7時）会費：10,000円／1名

※会員の皆様には別途ご案内差し上げます。

※ご出欠に関わらず、是非“委任状”の提出をお願いします。

国税庁経験者採用試験（国税調査官級）のお知らせ

東京国税局

人事院では、30歳以上の社会人経験者を対象とした「国税庁経験者採用試験（国税調査官級）」を実施しています。

試験の概要については下記のとおりです。なお、採用後は、税務大学校において約3か月の研修を受けた後、各国税局（国税事務所）管内の税務署に配属され、国税調査官又は国税徴収官に任用されます。

記

◇試験概要 平成29年度の試験概要については、平成29年7月頃に官報公告及び国税庁ホームページへ掲載となる予定です。

◇問合せ先 東京国税局総務部人事第二課試験係（TEL 03-3542-2111 内線 2163）

【参考：平成28年度の実施状況】

◇最終合格者数（全国）：223名

◇受験資格 平成28年4月1日において、大学等を卒業した日又は大学院の課程等を修了した日のうち最も古い日から起算して8年を経過した者

◇試験日程

- (1)受験申込受付期間 8月中旬
- (2)試験実施期間 9月から12月
- (3)最終合格発表 12月下旬

e-Taxを利用しよう

法人会の「平成29年度税制改正に関する提言」まとまる

中小企業の活性化に資する税制措置の拡充と 歳出・歳入の一体的改革を強く求める！

法人会の「平成29年度税制改正に関する提言」が、9月23日の公益財団法人全国法人会総連合（以下「全法連」）の理事会でまとまった。

同提言は、会員企業からの要望意見、税制改正に関するアンケートなどをもとに税制委員会の審議を経て、取りまとめられたもので、「税・財制改革のあり方」「経済活性化と中小企業対策」「地方のあり方」「震災復興」などからなっている。

全法連では、全国80万会員の声として、財務省、総務省、中小企業庁、自民党、公明党および国会議員などに対して実現を求めて要望活動を行っている。

さらに、全国41都道県連および441単位会でも、地元選出の国会議員、地方自治体の首長、議長あて広汎な要望活動を行っている。提言（要約）は次のとおり。

I 税・財政改革のあり方

1. 財政健全化に向けて

○消費税率10%への引き上げは、財政健全化と社会保障の安定財源確保のために不可欠である。国民の将来不安を解消するために、「社会保障と税の一体改革」の原点に立ち返って、2019年10月の税率引き上げが確実に実施できるよう、経済環境の整備を進めていくことが重要である。

○2018年度の財政健全化中間目標の設定に伴い、歳出面では18年度までの3年間で政策経費の増加額を1.6兆円（社会保障費1.5兆円、その他0.1兆円）程度に抑制する目安を示した。今回の骨太の方針では、消費税率引き上げ延期で中間目標数字への言及がなかったが、この政策経費の抑制は確実に行うべきである。

○財政健全化は国家的課題であり、歳出、歳入の一体的改革によって進めることが重要である。歳入では安易に税の自然増収を前提とすることなく、また歳出については、聖域を設けずに分野別の具体的な削減の方策と工程表を明示し、着実に改革を実行するよう求める。

○消費税についてはこれまで主張してきたとおり、税率10%程度までは単一税率が望ましいが、政府は税率10%引き上げ時に軽減税率制度を導入する予定としている。仮に軽減税率制度を導入するのであれば、これによる減収分について安定的な恒久財源を確保するべきである。

2. 社会保障制度に対する基本的考え方

○持続可能な社会保障制度の構築は喫緊の課題であり、「給付」を「重点化・効率化」によって可能な限り抑制するとともに、適正な「負担」を確保す

る必要がある。

○少子化対策を含む社会保障のあり方では「自助」「公助」だけでなく、社会全体で支え合う「共助」の役割も重要であり、これらの範囲をバランスよく見直していく必要がある。

3. 行政改革の徹底

○消費税率10%への引き上げが再延期されたが、財政健全化と社会保障の安定財源を確保するには、増税が不可欠であり、行革の徹底はその前提である。

○「行革の徹底」には、地方を含めた政府・議会が「まず隗より始めよ」の精神に基づいて自ら身を削ることが何より必要である。

4. 消費税引き上げに伴う対応措置

○軽減税率は何と言っても事業者の事務負担が大きいうえ、税制の簡素化、税務執行コストおよび税込確保などの観点から問題が多く、税率10%程度までは単一税率が望ましいことを改めて明確にしておきたい。

○低所得者対策は現行の「簡素な給付措置」の見直しで対応するのが適当である。

○現在施行されている「消費税転嫁対策特別措置法」の効果等を検証し、中小企業が適正に価格転嫁できるよう、さらに実効性の高い対策をとるべきである。

5. マイナンバー制度について

○マイナンバー制度は2016年1月から運用が開始されたが、国民や事業者が正しく制度を理解しているとはいいがたい。政府は引き続き、制度の意義等の周知に努め、その定着に向けて取り組

んでいく必要がある。

6. 今後の税制改革のあり方

○今後の税制改革に当たっては、①経済の持続的成長と雇用の創出②少子高齢化や人口減少社会の急進展③グローバル競争とそれがもたらす所得格差など、経済社会の大きな構造変化④国際間の経済取引の増大や多様化、諸外国の租税政策等との国際的整合性——などにどう対応するかという視点等を踏まえ、税制全体を抜本的に見直していくことが重要な課題である。

II 経済活性化と中小企業対策

1. 法人実効税率について

○OECD加盟国の法人実効税率平均は約25%、アジア主要10カ国の平均は約22%となっており、これらと比較すると依然として税率格差が残っている。当面は今般の法人実効税率引き下げの効果等を確認しつつ、将来はさらなる引き下げも視野に入れる必要がある。

2. 中小企業の活性化に資する税制措置

○中小法人に適用される軽減税率の特例15%を時限措置（平成29年3月31日まで）ではなく、本則化する。なお、直ちに本則化することが困難な場合は、適用期限を延長する。また、昭和56年以来、800万円以下に据え置かれている軽減税率の適用所得金額を、少なくとも1,600万円程度に引き上げる。

○中小企業投資促進税制については、対象設備を拡充したうえ、「中古設備」を含める。

○少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例については、損金算入額の上限（合計300万円）を撤廃する。

○中小法人課税について、適用される中小法人の範囲（現行 資本金1億円以下）を見直すことが検討されているが、資本金以外の「他の指標（例えば、所得金額や売上高）」を使用した場合、毎年度金額が変動する、業種や企業規模によってそれぞれ指標を定める必要がある等、経営面で混乱が生じることが予想される。このため、中小企業の活力増大と成長の促進に資する観点からも慎重に検討すべきである。

3. 事業承継税制の拡充

○我が国企業の大半を占める中小企業は、地域経済の活性化や雇用の確保などに大きく貢献しており、経済社会を支える基盤ともいえる存在である。その中小企業が相続税の負担等により事業が継承できなくなれば、我が国経済社会の根幹が揺らぐことになる。

○納税猶予制度の改正で要件緩和や手続きの簡素化などがなされたが、欧州主要国と比較すると

限定的な措置にとどまっており、欧州並みの本格的な事業承継税制が必要である。

○本格的な事業承継税制が創設されるまでの間は、相続税等の納税猶予制度について要件緩和と充実を図ることを求める。

○事業に資する相続については、事業従事を条件として他の一般財産と切り離し、非上場株式を含めて事業用資産への課税を軽減あるいは控除する制度の創設が求められる。

○円滑な事業承継に資する観点から、取引相場のない株式の評価のあり方を見直すことが必要である。

III 地方のあり方

○地方活性化には、国と地方の役割分担を見直し、財政や行政の効率化を図る地方分権をさらに進めねばならないが、同時に現在推進中の地方創生戦略の深化も極めて重要である。その共通理念として指摘しておきたいのは、地方の自立・自助の精神である。

○ふるさと納税制度で一部に見られるような換金性の高い商品券や高額または返礼割合の高い返礼品を送付するなどの過度な競争には問題があり、適切な見直しが必要である。

○異常な水準にまで悪化した我が国財政を考えると、国だけでなく地方の財政規律の確立も欠かせない。とくに、国が地方の財源を手厚く保障している地方交付税の改革をさらに進め、地方は必要な安定財源の確保や行政改革についても、自らの責任で企画・立案し実行していく必要がある。

IV 震災復興

○東日本大震災については、被災地の復興、産業の進展はいまだ道半ばである。今後の復興事業に当たってはこれまでの効果を十分に検証し、原発事故への対応を含めて引き続き、適切な支援を行う。また、本年4月に起こった熊本地震も含め、被災地における企業の定着、雇用確保を図る観点などから、実効性のある措置を講じる。

V その他

○税の意義や税が果たす役割を必ずしも国民が十分に理解しているとはいいがたい。学校教育はもとより、社会全体で租税教育に取り組み、納税意識の向上を図っていく必要がある。

提言の全文は「全法連ホームページ」でご覧いただけます。

<http://www.zenkokuhojinkai.or.jp/>

—— 東京法人会連合会 ——

税務職員を装った不審な電話にご注意ください！



マイナンバー制度アンケート・年金受給調査と称する不審な電話が増えています！



国税局や税務職員を名乗る者から電話があり、マイナンバー制度アンケートや年金受給調査と称して、年齢や家族構成、年金の受給状況、預金残高や口座情報などについて聞き出そうとする事例が発生しています。

このような電話は、詐欺事件につながる可能性がありますので、ご注意ください。

※ 税務職員が納税者の皆様に電話でお問い合わせする場合は、提出していただいた申告書等を基にその内容をご本人に確認することを原則としております。

ご不審な点があるときは、即答を避け、最寄りの税務署または警察署にお問い合わせください。

詳しくは、国税庁のホームページをご覧ください。

国税庁ホームページ <http://www.nta.go.jp>



国税庁・国税局・税務署

この社会あなたの税が生きている

都税事務所だより

5月は自動車税の納期です

平成29年度の自動車税納税通知書は、5月1日（月）に発送します。

＜納期限＞ 平成29年5月31日（水）

＜ご利用になれる納付方法＞

◆金融機関・郵便局・都税事務所・都税支所・支庁・都税総合事務センター・自動車税事務所の窓口

○一部、都税の取扱いをしていない金融機関があります。

◆コンビニエンスストア

○納付書1枚あたりの合計金額が30万円までのものに限りです。

○一部、都税の取扱いをしていないコンビニエンスストアがあります。ご利用になれるコンビニエンスストアについては、納付書の裏面をご覧ください。

○コンビニエンスストアで納付をする際には「レシート」と「領収証書」を必ずお受け取りください。領収証書は、納税したことを証明する大切な書類ですので、領収印が明確に押されていることをご確認のうえ、大切に保管してください。

◆ATM・インターネットバンキング・モバイルバンキング・クレジットカード

車検用の納税証明書（はがきサイズ）は郵送されません

納税証明書が必要な方は、納付後、約10日後に都税事務所・自動車税事務所等へ申請してください。

車検を受ける運輸支局・自動車検査登録事務所等にて自動車税の納税確認を電子的に行うことができるようになっているため、ペイジー・クレジットカードで納付した方への車検用納税証明書（はがきサイズ）の郵送は平成28年3月末をもって終了しています。

車検が近い等お急ぎの場合は、金融機関等の窓口またはコンビニエンスストアで納付の上、納税通知書右端の納税証明書をご利用ください。

○（ペイジー）対応のATM（現金自動預払機）から納付できます。

○インターネットバンキング、モバイルバンキングをご利用の方（事前に金融機関への申し込み手続きが必要です。）はパソコンまたはスマートフォン等からも納付できます。金融機関により、利用できるサービスが異なりますので、詳しくはお取り引きされている金融機関へお問い合わせください。

○パソコン・スマートフォン等からクレジットカードを利用してインターネットの専用サイトから納付することができます。

○領収証書は発行されません（領収証書が必要な方は、金融機関等の窓口またはコンビニエンスストアでご納付ください。）。

○なお、システムメンテナンスのため、一部利用できない場合があります。

東京都 主税局

検索

【お問い合わせ先】東京都自動車税コールセンター 03-3525-4066

～転居等により、23区内の固定資産税・都市計画税（土地・家屋）の納税通知書送付先を変更される方へ～

都税事務所への「固定資産税・都市計画税納税通知書送付先変更届」の提出はお済みですか？

住民票の変更手続きをされても、不動産登記簿上の所有者の住所を変更する登記手続きをされない場合、23区内の固定資産税・都市計画税（土地・家屋）の納税通知書の送付先は変更されません。

登記手続きがお済みでない場合は、「固定資産税・都市計画税 納税通知書送付先変更届」を都税事務所にご提出ください。

○「固定資産税・都市計画税 納税通知書送付先変更届」は、23区内の固定資産税及び都市計画税（土地・家屋）の納税通知書送付先住所を変更するためのものです。納税通知書の送付先住所以外を変更することはできませんので、ご注意ください。

＜変更できないもの（例）＞不動産登記簿上の所有者の住所・氏名、納税通知書の名義人の氏名

○海外へお引越される方は、納税管理人を定めてご申告いただく必要があります。

詳しくは、資産の所在する区にある都税事務所にお問い合わせください。【渋谷都税事務所 03(5420)1621(代表)】

不動産登記簿の登記手続きにつきましては、資産の所在する区を管轄する東京法務局本局又は出張所にお問い合わせください。

みんなの力で法人会を大きく育てよう

法人会
事業
アラカルト

印紙税研修会を開催

去る2月24日(金)に印紙税研修会を午後1時30分から3時まで渋谷法人会館において、渋谷間税会、渋谷優法会との共催で開催した。

印紙税の概要と事例研究について説明があった。

講師は法人課税第2部門 穴見統括官。出席者は、46名。



講師：穴見第2統括官



印紙税研修会

源泉所得税セミナーを開催

去る3月3日(金)渋谷法人会館に於いて、午後1時30分から3時30分まで源泉所得税セミナーを渋谷間税会、渋谷優法会との共催で開催した。内容は源泉所得税の実務～あらまし～についての説明があった。

講師は法人課税第3部門 河内審理専門官。出席者49名



講師：河内審理専門官



源泉所得税セミナー

法人税確定申告書の書き方講習会を開催

去る3月6日(月)、8日(水)、10日(金)の3回に亘り、午後1時30分から4時30分まで法人税確定申告書の書き

方講習会を渋谷法人会館に於いて開催した。

今講座は3日間で一講座として開催した。講師は昨年に引き続き全て渋谷税務署法人課税第1部門 大西審理担当上席国税調査官。出席者は延べ99名だった。



講師
大西審理担当上席調査官



法人税確定申告書の書き方講習会

ブロックだより

第10・11ブロック合同研修会を開催

去る1月27日(金)午後3時より、原宿東郷記念館に於いて第10・11ブロックの合同研修会を開催した。

当日は、丸山第11ブロック長の挨拶で始まり、10・11ブロック担当の八木原副会長挨拶、そして研修会第1講座として、日経BPヒット総合研究所上席研究員 品田英雄氏を講師に迎え『2016年のヒット商品から読む2017年』と題してご講演いただいた。

続いて第2講座に入り、渋谷税務署法人総括担当副



丸山第11ブロック長
挨拶



第1部講師
品田英雄氏



第2部講師
堀法人総括担当副署長



合同研修会

電子納税、電子申告を活用しよう

署長の堀隆治郎氏に『お酒のはなし』と題して、税とお酒に関わる話をお聞きした。

その後同所において、懇談会を催し、平成28年度新入会員等の企業紹介、名刺交換や情報交換をして有意義な時間となった。

最後に細川第10ブロック長の中締め、閉会のことで締めた。出席者103名。

第7ブロック新年会を開催

第7ブロック（田中ブロック長）

去る2月7日(火)第7ブロック（笹塚1～3丁目、幡ヶ谷1～3丁目）では、毎年恒例のブロック新年会を東京オペラシティ内、東天紅で開催した。

当日は、来賓含め64名が出席。司会者からの会社紹介等で交流を深めた。



第7ブロック

第3・4・5・6ブロック合同研修会を開催

去る2月23日(木)午後4時30分より渋谷東武ホテルにおいて、今年は第5ブロックも加わり第3・4・5・6ブロック合同研修会を開催した。

まず、藤木第4ブロック長の挨拶に続き、渋谷税務署法人調査担当副署長の宮部 国輝氏より、「税務行政の砦」と題しご講演いただき、続いて懇談会に入った。

出席者は66名。



第3・4・5・6合同研修会



藤木第4ブロック長
挨拶



講師
宮部法人調査担当副署長



新入会員紹介&PR

本町まつりに参加

第8ブロック（光山ブロック長）

3月12日(日)本町学園グラウンドで本町まつりが開催され、渋谷法人会も昨年に引き続き参加、渋谷税務署提供の税金クイズを実施して、訪れた親子にトライしてもらい、おもちゃや日用品を提供し、法人会をアピールした。



本町まつり

部会だより

女性部会・青年部会合同新春特別研修・新年会

新春特別講演会と新年賀詞交歓会が平成29年1月25日(水)に原宿東郷記念館において開催されました。

第一部は新春特別講演会は『皇室と国民』～国民一人一人が考えること～と題し、テレビでもお馴染みの皇室ジャーナリストの神田秀一氏を講師にお招きし、ご講演いただきました。



三塚渋谷税務署長ご挨拶



講師：神田秀一氏



柳田会長挨拶

法人会の事業活動に積極的に参加しよう

皇室に関しての最近の報道には事実と異なる記事や誤った記事があるというお話をされました。

「生前退位」については、私たちにはわからない細かな変更点、問題点や一般の国民には計り知れない大変な皇室のお話しをお聴きすることができました。

続いて第二部平成29年新年賀詞交歓会は、似顔絵や懇談で和やかながら活気ある会となりました。

新たな年を迎えるにあたり、皇室の御苦労もお聴きし、身の引き締まるスタートとなりました。出席者61名。



名和女性部会長挨拶



早川青年部会長挨拶



女性部会青年部会新年賀詞交歓会

青年部会渋谷ニュー駅伝に参加

1月15日(日)代々木公園で開催された渋谷ニュー駅伝に法人会青年部会から昨年に引き続き今年も8名(2チーム)参加し、43位、85位だった。

これは毎年この時期に開催されているもので、学生や各企業などいろいろな団体から参加者があり、一般男子だけでも164のチームが参加し、渋谷税務署からも多数のチームが参加し、最高位は27位だった模様。



しづやニュー駅伝2017

『租税教室』を開催(上原小学校)

全国法人会総連合の青年部会は、将来を担う小学生を対象に税金とは何か? 税金はなぜ必要なのか? ということを学んでもらい、税金を正しく理解してもらうために租税教室を全国で開催している。

渋谷法人会青年部会では昨年に続いて、今回は上原小学校の6年生20名を対象に第2回目の『租税教室』を開催した。

当日は、小学生にとっても最も身近な“消費税”の流れ、そしてその他の税金の種類と、税金は何に使われていて、もし税金がなかったら…といったことを楽しく学べるように“じゃんけん”や“アニメ”を利用して説明した。

来年度も区内の小学校で順次開催していく。



講師：鈴木幹事



租税教室上原小学校

源泉研究部会役員・世話人会を開催

去る2月13日(月)午後5時から、源泉研究部会役員・世話人会を開催し、平成28年度事業報告と29年度事業計画、事業報告会(旧総会)日程について話し合った。

出席者は渋谷税務署法人課税部門高盛第3統括官と関審理担当上席調査官、法人会からは松本部会長はじめ19名。



松本部会長挨拶



役員世話人会議事

メールアドレスを登録しよう

「決意・決断・決行」でたくましく生きる

○先のことは思い煩わない

屋外で行うある式典の企画と実施の責任者を、毎年ボランティアで引き受けています。参加者は、300人程度で、式典の次第は、毎年少しずつ変わりますから、けっこう準備が大変です。実施の3ヶ月ほど前から、何度か実行委員会が開かれ、プログラムの検討から弁当の手配に至るまで、詳細な計画が練られていきます。

で、その実行委員会の席上で、毎年必ずと言ってよいほど出てくる質問があります。それは「当日、もし雨が降ったら、どうするんですか」というものです。質問者はだいたい、初めて実行委員会に加わった人です。みんなが実施を前提にいろいろと細かい詰めを話し合っているのに、まさに「水を差す」発言です。当人は「何でもみんなこんな重要なことに気がつかないんだ」と、したり顔です。

そこで、こう答えます。「3ヶ月先に雨がふるかどうかは、だれにもわかりません。そのわからないことのために、今から準備をする必要はないと思います。雨が降るかどうかは、3日前になれば、ほぼ確実に分かりますから、その時に手を打ちましょう」。25年間、この式典の責任者をしていますが、雨が降ったことは、一度もありませんでした。「もし断られたら…?」「もし～だったら?」。先のことを思い煩い、何もできないとしたら、人生がもったいないというものです。

「明日こそ～しよう」と「決心」したはずなのに、次の日がくれば「ほかにやることができたから、それが終わってから手をつけよう」「まあ、いいか」などと、勝手な言い訳をしたり、無理に理屈をつけて、大切なことなのに、結局何もしないで放置し、あとで大問題になってしまったという経験はだれにもあるでしょう。これも、先を思い煩い、結局「何もできない」「しない」のと同じことです。

○「決心」「決定」「実行」で生きられるか

話は飛びますが、成功した経営者の紹介記事を、雑誌や新聞などで目にします。ほぼ共通して言えるのは、成功のきっかけを「あの時、～したから」つかむことができた、という内容です。これを読んだ読者の多くは「運に恵まれていたんだ」と思うでしょう。しかし、よく考えてみれば「～する」と「決意」をし、タイミングを見極め、行動したから成功の糸口をつかむことができたのです。

「決心」は自分の言い聞かせることです。だから自分の都合で何とでもできます。これに対して「決意」は、意志を決めるということです。ふらふらするわけにはいかず、そう簡単に撤回できません。そこで「決意表明」というように、自分が決めた意志の強さ、固さを外部に宣言します。

「決意」したら、次に「タイミングを見極める」のが、「決断」です。だから「決断が早すぎた」「遅過ぎた」という言い方をします。なお「決定」という言葉もあります。意味は「物事をはっきりと決めること」で、「早い決定」「決定が遅い」という言い方があっても「タイミングを見極める」という意味はありません。また「意思決定」という言葉があります。これは、ある目標を達成するために、複数の選択可能な代替的手段の中から最適なものを選ぶこと（『大辞林』）で、決定が誤っていたとわかれば、次の策に手を付ければいいわけです。ところが「決断」とは、「退路を断つ」ことです。だから、一度「決断」したら、絶対に後戻りできません。それで「いつ退路を断つ」か、そのタイミングを見極めることが重要になってくるのです。

そして、決断したら一気に行動を開始します。これが「決行」です。単に「実行する」と異なり「雨天決行」のように「決断」した以上、いろいろと障害があっても、それらを乗り越え、行動するから「決行」というのです。

「決意・決断・決行」で、たくましく生きてみませんか。

防災・防犯
たまたま箱

貴重品が燃えたらどうなる？

「もしも火災などで貴重品が燃えたらどうなるか」について説明します。

火災後の生活に支障をきたさないようにするには、貴重品を守るための事前対策が欠かせません。貴重品は、緊急時に持ち出せるように準備しておくのが前提です。しかし、いざというときは命を守ることが最優先になるため、貴重品を持ち出せないこともあります。

万一焼失してしまった場合に備え、貴重品を焼失した場合の対処法についてご紹介します。

◎現金

紙幣は3分の2以上が残っていれば、全額交換が可能です。それ以上燃えてしまった場合は、その面積に応じて引き換え額が決まります。各金融機関の窓口で対応してくれますが、判定が難しいケースは日本銀行に判断をゆだねることがあり、その場合は日数がかかります。

硬貨は模様が判別でき、重さが規定の重量の2分の1を超えていれば全額で交換できます。それ以外は無効となります。

◎預金通帳・キャッシュカード

金融機関窓口で確認書類（運転免許証や健康保険証など）を持参し、預金通帳・キャッシュカードが焼失した旨を届けます。その後、金融機関から本人あてに送付される照会状を金融機関窓口で提出すると、再交付してもらえます。手続には1週間程度必要です。

大規模災害など緊急時には、金融機関などによって預金を確認できれば通帳、印鑑、キャッシュカードがなくても現金の引き出しができる場合があります。熊本地震などでも適用されました。

◎健康保険証

国民健康保険証は、写真が貼付されている公的証明書（運転免許証、パスポートなど）と印鑑があれば、自治体の役所で再交付してもらえます。会社の健康保険証はどのような手続が必要か、総務などに確認しておきましょう。

また、健康保険証の種類を問わず番号を控え、非常持ち出し袋などに入れておきます。

◎運転免許証

お住まいの地域を管轄する運転免許試験場や警察署などで、申請手続を行います。持参するものは写真

1枚（縦3cm×横2.4cm）、印鑑、身分を証明できるもの、手数料です。運転免許試験場で手続きすれば即日発行されますが、警察署で手続きされると2～3週間かかることがあります。詳細は管轄の警察署に問い合わせてください。

◎各種保険証券

保険証券が焼失しても保険契約の効力は継続しています。しかし、保険金受取などの手続きには保険証券が必要になるため、保険会社や代理店に連絡し、再発行の手続きを行って下さい。

再発行するには、保険証券番号、保険証券再発行請求書、本人確認書類、契約者の印鑑証明書、印鑑証明書の印鑑などが必要です。

保険証券のコピーや記号番号を記したメモを非常用持ち出し袋に入れておき、保険証券本体が焼失しても記号番号がわかるようにしておきましょう。

◎株券

株券を焼失したらまず、その株券を無効にする手続きを行います。罹災証明書、印鑑証明書などを添えて、株券喪失登録申請を行うと、喪失登録日の翌日から1年経過した後、焼失（紛失）した株券が無効になるので、その後株券再発行の請求を行います。

ただし、平成21年より上場会社の株券は電子化（ペーパーレス化）されており、焼失したのが上場会社の株券であれば、権利はそのまま守られています。

◎土地、建物の権利書

土地、建物の権利書は、再発行できませんが、権利が失われるわけではありません。とはいえそのままにせず、早めに司法書士などに相談を。

なお、権利書が焼失した土地、建物を売却したり、担保にしたりする場合は、司法書士や弁護士が作成する「本人確認情報」が必要で、作成には費用がかかります。

◎パソコンのデータ

パソコン本体やハードディスクの外側が焦げた程度なら、保存したデータを取り出すことが可能です。熱でパソコンが変形・変色している場合も、あきらめて処分する前にデータ復旧のプロに相談してみましょう。

大切なデータは外部サーバーで保管したり、バックアップを取って非常用持ち出し袋に入れておくなどの対策も忘れないようにしてください。

e-Taxを体験してみよう！

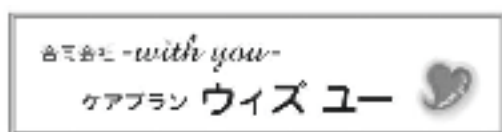
平成29年1月入会の新入会員をご紹介します（順不同／敬称略）

ブロック	法 人 名	代表者名	連絡先住所	電話番号	業 種
1	(有)福田屋	福田 稔	広尾5-3-14	3473-1817	魚介類販売・魚料理定食
1	さわやか信用金庫 恵比寿駅前支店	平野 勉	恵比寿1-19-23	5423-6120	金融業
1	(株)アリスコーポレーション	水口 陽介	東2-9-20		教育機器販売
2	(株)ディシディア	村上 厚資	恵比寿西2-17-6	6455-1421	建設業
2	ベイリンク・ジャパン(株)	廣瀬 正幸	恵比寿南1-1-1	6871-9381	サービス業
3	合同会社Richer Than	森 隆三	渋谷1-15-16	6427-5178	飲食業
4	(株)eiko	小島 透	神泉町5-2	6455-3197	サービス
4	(株)レナータ	村井 良吉	円山町6-7	6416-0615	情報通信業
5	合同会社DDスキーム	坂本 裕樹	神南1-12-14	6403-3548	コンサルティング業
6	日出産業(株)	出牛 克憲	富ヶ谷2-14-8	6416-8269	食品卸売業
10	ホクセン警備(株)	松田 考雄	千駄ヶ谷1-12-4	5775-7883	警備業
11	新井会計事務所	新井 省三	神宮前6-18-3	3797-3880	会計事務所
11	(株)イツ	久保田達也	神宮前2-33-8	5474-0951	経営コンサルタント
11	(有)福よし	渡辺 隆	神宮前4-28-24	3470-5529	飲食業
11	ライオンキングジャパン(株)	中根 保政	神宮前3-22-1	3470-5421	カジュアルメンズ

平成29年2月入会の新入会員をご紹介します（順不同／敬称略）

ブロック	法 人 名	代表者名	連絡先住所	電話番号	業 種
1	(株)ブルーフォース	浦井 麻美	広尾5-15-2	6427-9636	サービス
4	バコーカーベッティング(株)	野村 大作	円山町23-9	3770-0681	卸売
6	(有)滝澤商事	滝澤 弘	神山町4-19	3468-2844	飲食業
7	フラワーたちばな	橘 慎一郎	笹塚2-16-4	3320-7287	生花業
8	(株)ミスターヘブン	鷹野 誠	初台2-21-9	5333-4434	映像制作
9	(有)しんよし商事	関 将伸	代々木1-34-5	3374-4024	飲食業
9	YUZENTランスレーション合同会社	小澤香魚子	代々木1-39-2		翻訳会社
10	(株)農林中金総合研究所	齋藤 真一	千駄ヶ谷5-27-11	6362-7700	サービス業
10	(株)Add設計工房	中村 真久	千駄ヶ谷5-15-12	5363-3348	建築設計
11	税理士法人BLUE SKY	三村 雄一	神宮前1-23-28	6447-4133	税理士業

「おひとりさま」でも住み慣れた地域で
最期まで「自分らしく」生活しましょう！！



東京都指定事業所番号 1371302744

〒151-0062 東京都渋谷区元代々木町10-7-303
TEL 03-6407-8155 FAX 03-6407-8144



ユニバーサルな
ボランティア活動を
展開中！！
「地域」の力が
「介護」を支えます！！

Twitter@ua_shiuya
facebook



http://www.with-you-cm.com
365日 電話相談お受けしています★ 管理者 小林 裕子



車検時の自動車税納税証明書の提示が省略できます！

現在、継続検査・構造等変更検査（車検）を受ける運輸支局・自動車検査登録事務所において、自動車税の納税確認を電子的に行うことが可能になっています。そのため、車検時に必要となる納税証明書の提示を省略できます。また、納税証明書紛失時の再交付申請も不要になっています。

ただし、納付後、運輸支局・自動車検査登録事務所にて納税確認ができるまで、最大で10日程度かかります。この期間内に車検を受ける場合には、金融機関・コンビニ等の窓口で納付の上、納付書右端の自動車税納税証明書（継続検査等用）をご提示ください。

これに伴い、Pay-easy（ペイジー）やクレジットカードによる納付の際に郵送していたはがきサイズの納税証明書は、平成28年3月末をもって終了しています。

詳しくは、各都税事務所にお問合せください。

【ご注意ください】

- ◆納付後10日程度の間に車検を受ける場合は、金融機関等の窓口で納付して納付書右端の自動車税納税証明書をご提示ください。
- ◆Pay-easy（ペイジー）やクレジットカードによる納付の際に郵送するはがきサイズの納税証明書は、平成28年3月末をもって終了しています。

～都内に住所等を有しない方へ～

固定資産税・都市計画税、不動産取得税の納税管理人制度をご存知ですか？

納税義務者が都内に住所等を有しない場合においては、納税に関する一切の事項を処理させるために納税管理人を定めなければなりません。海外への転勤などにより、長期不在となる場合も含まれます。

納税管理人を定めた場合には、資産の所在地を所管する都税事務所・支庁に納税管理人申告書を提出してください。

詳しくは、資産の所在地を所管する都税事務所・支庁にお問い合わせください。

【渋谷都税事務所 03 (5420) 1621(代表)】

なお、東京23区以外に所在する不動産に関する固定資産税・都市計画税については、各市町村にお問い合わせください。



身体障害者手帳等をお持ちの方へ 自動車税の減免申請はお済みですか？

●減免の対象となる方

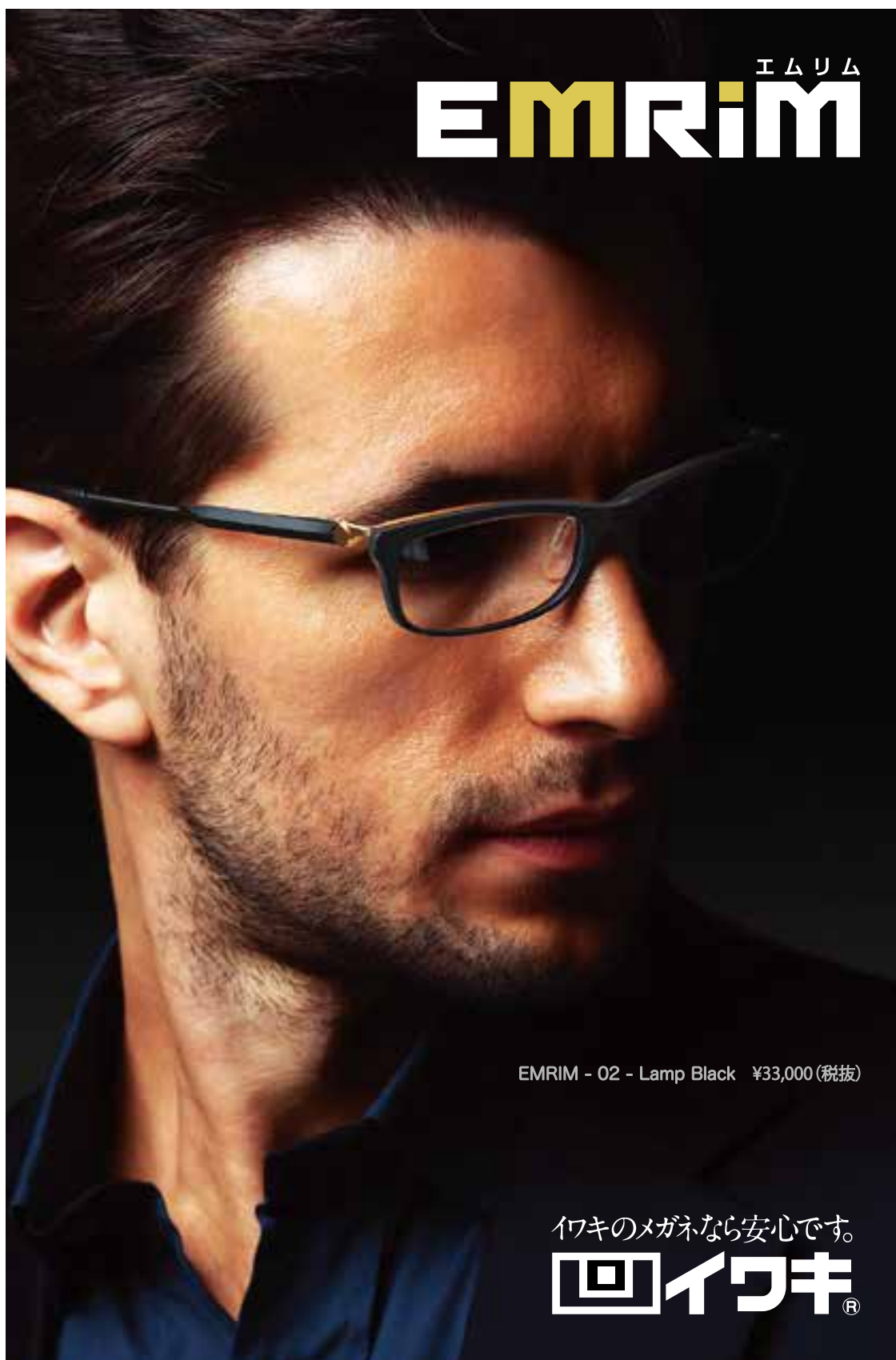
身体障害者手帳、愛の手帳、精神障害者保健福祉手帳、戦傷病者手帳のいずれかをお持ちで、障害の程度が一定基準の方

●減免が受けられる自動車

障害者の方又は生計を同じくする方が所有（又は取得）する自動車で、障害者の方が運転するもの又は生計を同じくする方が、その障害者の方の通院・通学等のために運転するもの

※個人名義の自家用自動車に限ります。

振替納税を利用しよう



エムリム
EMRiM

EMRIM - 02 - Lamp Black ¥33,000 (税抜)

イワキのメガネなら安心です。
回イワキ®